



チョイソコとよあけ運行業務
公募型プロポーザル
実施要領

令和2年6月

豊明市

アイシン精機株式会社

第1 業務概要

1 目的

豊明市（以下「甲」という。）とアイシン精機株式会社（以下「乙」という。）が協働で実施するデマンド型乗り合い送迎サービス（以下「チョイソコとよあけ」という。）は、公共交通不便地域の住民の生活に必要な移動手段の確保と、高齢者（65歳以上）等の外出支援を目的として運行する。

令和2年10月からの業務実施にあたり、事業を円滑に実施するために最も適切な運行事業者を、優れた企画提案の内容や価格等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により選定する。

本実施要領において、チョイソコとよあけ運行業務の契約候補者を選定する公募型プロポーザルの応募資格、手続き、審査等の内容について必要な事項を定める。

2 運行業務

（1）業務名

チョイソコとよあけ運行業務

（2）業務内容

別添「チョイソコとよあけ運行業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

（3）契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

（運行期間：令和2年10月1日から令和5年3月31日まで）

第2 公募型プロポーザルに関する事項

1 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

（1）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

（2）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。

【第 167 条の 4】

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

（４）租税に滞納がないこと。

（５）豊明市暴力団排除条例（平成 24 年豊明市条例第 24 号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

（６）道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者又は取得を予定している者であること。かつ、本業務に使用する予備車両を用意できる者であることとし、当該車両について一般乗用旅客自動車運送事業で現に使用している車両と併用する場合にあっては、営業区域に名古屋交通圏が設定され、同交通圏に営業所を設置している法人であること。

（７）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

2 スケジュール

日にち	内容
6 月 25 日（木）～7 月 8 日（水）	プロポーザルの公募及び参加申込の受付期間
6 月 25 日（木）～6 月 30 日（火）	仕様書等に関する質問受付
7 月 3 日（金）	仕様書等に関する質問回答 ※午後 5 時までに豊明市 HP に掲載
7 月 10 日（金）	参加資格結果及びプレゼンテーションの通知
7 月 17 日（金）午前	審査会（プレゼンテーション審査）の開催
7 月 22 日（水）	審査結果の通知
7 月 29 日（水）（見込み）	契約締結

3 実施要領及び基本仕様書等の交付方法

甲の公式ホームページからダウンロードすること。

【<https://www.city.toyoake.lg.jp/6461.htm>】

4 実施要領及び基本仕様書等に関する質問

本実施要領及び基本仕様書等に関する質問がある場合は、下記により質問すること。ただし、審査に支障を来たす質問、評価基準及び他の参加者に関する質問は受け付けない。

(1) 受付期間

令和2年6月25日（木）から6月30日（火）午後5時まで

(2) 質問方法

電子メールで（様式5）質問書を使用し、上記（1）受付期間に下記メールアドレスあてに提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、件名は「【質問】チョイソコとよあけ運行業務」とすること。

提出先：豊明市行政経営部企画政策課

メールアドレス：kikaku@city.toyoake.lg.jp

(3) 回答方法

回答は甲の公式ホームページ(<https://www.city.toyoake.lg.jp/6461.htm>)に掲載し、個別には回答しない。

(4) 回答予定日時

令和2年7月3日（金）午後5時までに掲載

5 応募手続き

応募に係る手続きは、以下のとおりとする。

「1参加資格」を確認の上、必要書類を受付期間内に提出すること。なお、基本仕様書に示す業務内容を理解のうえ提案すること。

(1) 受付期間

令和2年6月25日（木）から7月8日（水）午後5時まで

(2) 受付方法

次の提出書類を郵送（締切日必着）にて送付、又は直接持参すること。（直接持参する場合は、土日祝日を除く午前9時～午後5時まで）

(3) 提出書類

①（様式1）企画提案参加申込書

②（様式2）企画提案書

③（様式3）業務実施体制書

④（様式4）業務見積書

※見積金額は提案内容評価の参考として利用するものであり、契約金額とならない場合もある。

⑤法人市民税等完納証明書（写し可）

※法人にかかる租税（法人市民税、固定資産税等）の完納証明書又

は直近３年分の納税証明書を提出すること。ただし、令和２・３年度豊明市入札参加資格を有する事業者については提出を省略することができるものとする。

(４) 提出部数

５部（正本１部、副本４部）

(５) 提出場所

豊明市行政経営部企画政策課（〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1）

6 審査

(１) 評価方法

参加申込を行った事業者のうち、参加資格要件を満たすと認められた事業者について「チョイソコとよあけ運行業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）」において審査する。なお、参加資格結果通知は、応募したすべての者に通知する。

(２) プレゼンテーション

①日時等

令和２年７月１７日（金）に指定する場所で、審査委員会に対し、「５ 応募手続き」で提出した「企画提案書（様式２）、業務実施体制書（様式３）、業務見積書（様式４）」に沿って説明すること。併せて質疑応答も行う。

プレゼンテーションの時間及び場所の詳細については、令和２年７月１０日（金）の参加資格結果通知と併せて通知する。

②説明要領

(ア) 参加できる人数は３名以内とする。

(イ) １者あたりの時間は以下のとおりとする。なお、参加申込者数により時間を変更する場合がある。

・プレゼンテーション：１５分程度

・質疑応答：１０分程度

(ウ) 説明に際して、プロジェクタ等の機器を用いることができる。なお、甲で準備する機材は、プロジェクタ、スクリーン、パソコン、レーザーポインタとし、参加申込書等の提出に併せて申し出ること。他の機材は参加者にて当日持参すること。

(３) 契約候補者の決定方法

各審査委員の評価点合計得点が最も高い事業者を、第１位の契約候補者として選定する。また、各審査委員の評価点合計得点が第１位の契約候補者の次に高かった者を第２位の契約候補者として選定し、第１位の

契約候補者に不測の事態等が生じた場合は、第2位の契約候補者を第1位の契約候補者に繰り上げる。

合計得点の最も高い事業者が2者以上いるときは、企画提案の評価点が高い事業者を上位とする。

(4) 提案者が1者のみの場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても審査を実施する。その場合、各審査委員の評価点合計得点が配点合計の6割以上となった場合に限り、契約候補者として選定する。

(5) 審査結果の通知・公表

結果に関わらず、企画提案書に記入された連絡先へ電子メールで通知するほか、契約候補者決定については甲の公式ホームページにて公開する。なお、審査結果に関する異議申し立ては受け付けないものとする。

7 審査会参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ・実施要領に定める資格、要件が備わっていない場合
- ・期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・審査会の委員に対して、直接間接問わず接触を求めた場合又は接触した場合
- ・他の参加申込者と提案の内容とその意思について相談を行った場合
- ・契約候補者選定終了までの間に、他の参加申込者に対して提案の内容を意図的に開示した場合
- ・その他不正な行為があった場合

(2) 辞退

参加申込み後に辞退する場合は、下記により届け出ること。

提出書類：「(任意様式) 辞退届」

提出場所：豊明市行政経営部企画政策課

(〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1)

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加申込者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

複数の企画提案書の提出はできない。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。(甲又は乙が補正等を求める場合を除く。)

(6) 提出書類の返却等

提出されたすべての書類については返却しない。なお、応募書類は本プロポーザルに係る事業者選定の審査目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。

(7) 費用負担

提出書類の作成、提出、審査会参加に要する経費等は、すべて参加申込者の負担とする。

(8) その他

- ・参加申込者は、参加申込書の提出をもって、実施要領に記載の内容に同意したものとする。
- ・提出書類について、甲又は乙より問い合わせを行う場合がある。

第3 契約に関する基本事項

契約候補者に選定された者と甲及び乙が協議し、事業実施に係る仕様を確定させた上で乙と契約を締結する。契約に当たっては、基本仕様書で示した業務内容を遵守するとともに、提案された内容を基本に、甲、乙及び受託者との三者協定とする。

第4 問い合わせ先

提出書類については、甲に提出すること。なお、ご不明な点等がございましたら、甲又は乙にお問い合わせください。

(甲)

豊明市行政経営部企画政策課

〒470-1195

豊明市新田町子持松 1-1

TEL 0562-92-8318

FAX 0562-92-1141

E-mail kikaku@city.toyoake.lg.jp

(乙)

アイシン精機株式会社

〒448-8605

刈谷市相生町 1 丁目 1 番地 1

アドバンス・スクエア刈谷 8F

TEL 0566-62-8135

FAX 0566-62-8145